

## 第 2 4 7 回 議事概要

平成 2 8 年 9 月 2 9 日 (木)

鹿島建設株式会社 東京建築支店

(仮称)新日比谷プロジェクト新築工事

佐久間

第247回労働災害防止連絡協議会開催にあたり、企画から運営に至るまで鹿島建設 東京建築支店（仮称）新日比谷プロジェクト新築工事事務所の方々には敬意を表したい。多数関係者ご参集のもこのように盛大に協議会を開催することが出来たことも、労働災害対策の熱意の表れと感じている。今後の安全な建設業界の確立に向けて心強く感じている。

#### 【機械災害防止について】

機械災害は一見建設業界と関係ないように思われる。しかし、全労働災害事故における3割程度の事故が機械に関係する災害によるものである。機械はエネルギーがあるため、人間と接触した場合、大きな労働災害事故発生につながりかねない。

そのため、労働安全衛生法に基づく機械等に関する規制により、ボイラー、クレーンなど重大な災害を発生させるおそれのある特に危険な機械（特定機械）等については、製造時及び使用段階の安全性を確認するため構造規格への適合義務及び製造許可、設置段階の検査並びに検査が義務付けられている。前述の機械等以外の機械等で危険・有害な作業を伴うもの、また、危険・健康障害を防止するために使用するもので小型ボイラーなど個別に安全性を確認すべきものは、個別検定を義務付けており、防毒マスクなどのサンプルにより安全性を確認すべきものは型式検定を義務付けている。その他、一定の危険性を有する機械等については、製造者等に構造規格への適合義務及び譲渡制限を設けており、これらの検査・検定は、厚生労働大臣登録の検査・検定機関又は国が行っている。

機械関係においては、先般義務化された化学物質のリスクアセスメントと異なり、作業時におけるリスクアセスメントの実施が義務化されていない。機械を労働者に使用させる事業者としては、労働安全衛生法上では努力義務しか定められていないが、作業計画の策定及びリスクアセスメントを実施していただくことが望ましい。

例えば機械等の区分として、製造許可を受けるもの、検査証を交付するものなどがあるが、グラインダ等構造規格を具備する34種類の機械については、検査制度がなく現状としては製造メーカー任せとなっている。現場でどのようにグラインダを管理し、使用しているか使用実態を開催現場に聞いてみたい。

開催現場機電担当 田部井

グラインダ使用時に気を付けている点を、実際にグラインダを使用して作業を行っている職人から聞いてみたいと思う。

東建エンジニアリング 熊谷

グラインダを使用してALCを加工するときは、作業中に発生する粉じん等から眼を保護するため、防護マスクや破片飛散保護メガネなどを使用している。

#### 行方建設 渡邊

切れない歯は危険なため、早目に歯の交換を行うよう管下の作業員にも指導徹底している。

#### ファームイックス仲間

裁断砥石の歯が欠けて飛散しないよう専用のカバーを使用している。

また、適切な保護具の使用及び服装を心掛け、電動工具による災害防止に努めている。

#### 佐久間

グラインダはホームセンターなどで安価に購入でき、身近な場所で安易に使用され労働災害事故に繋がりが易い。家庭で使用する際も、現場においても、機械を労働者に使用させる事業者として指導をよろしくお願いしたい。

グラインダ等の工作機械による労働災害の発生を未然に防止するには、「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施が必要である。リスクアセスメントを行う際は、機械メーカーと機械ユーザー双方にリスクアセスメントとリスク低減措置（保護方策の実施）が求められていることに留意し、最低限の水準を設定した法令基準よりも、より安全な日本工業規格などと照らし合わせリスクアセスメントを行うと、具体的な保護方策を打ち出すことができる。製造メーカーから発信されている危険情報を有効活用し、使用段階においてどのような対策を行わなければならないのか「残留リスクマップ」や「残留リスク一覧」などを作成し、リスクアセスメントを行われたい。

統括安全衛生責任者は、作業計画が適切かどうか確認し、また、作業計画通りの作業が行われているか確認する責任がある。来月の衛生週間の本週間を迎えるにあたり、実施に遅れがみられる化学物質のリスクアセスメント対策も含め、見直しを行っていただきたい。統括安全衛生責任者の指揮による創意工夫した種々の先導的な活動を通じ、各現場の模範となるよう、誰もが安全安心して働けるような現場の環境づくりにご尽力いただきたい。

#### 青山

現場内は全体的に非常によく整備されている。職長会活動が非常に活発に行われており素晴らしい。元請から指示されたことを行うだけでなく、自発的に問題意識をもって職場環境改善を行っていくことが労働災害防止に寄与していくのではないかと期待している。

#### 【建築現場における労働衛生対策】

#### 石綿含有仕上塗装材の除去等作業について

石綿の扱いについては、区役所と監督署により対応が異なる点に留意していただきたい。区役所については、仕上げ材に石綿をその重量の0.1%を超えて含有していた場合、レベル3対応（発じんレベルに応じた防じんマスクを着用する等）でよいが、監督署としては労働安全衛生上、吹付を行うかどうかポイントとなる。吹付工法を採る場合、監督署への事前の届け出が必要となるだけでなく、隔離養生や電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられるなど厳しい規制が定められている。石綿飛散の恐れがない工法を採ったとしても、計画届の届出は必要となるため、個々の施工方法については計画届提出前に予め相談されたい。

#### 化学物質のリスクアセスメントについて

先般監督署が実施した大規模建設現場（53現場）向け化学物質のリスクアセスメント実施状況アンケートによると、45%弱が現場内のどこでどのような化学物質を使用しているのか把握していないことが判明した。また、60%が化学物質のリスクアセスメントを進める上での問題点として、下請業者に浸透しにくいと考えている点を挙げている。リスクアセスメントの実施義務は労働者を使用させる事業主に課しているものであるが、元請は下請業者の作業員も含めた工事現場全体における労働安全衛生対策の統括管理責任を負っていることから、下請任せにせず、積極的な関与をお願いしたい。

#### 建設工事現場における派遣労働者の安全衛生管理について

##### ・安全衛生教育

派遣労働者の労働災害が散見される。現場内で作業を行うことは原則禁止されており、派遣先の責任となることに今一度留意されたい。

##### ・定期健康診断

派遣先は派遣元と連携し、派遣労働者が健康診断を受診できるよう、健康診断を受診し易い環境の整備を行っていただきたい。

##### ・過重労働対策

今般一番お願いしたいことであるが、派遣労働者の労働時間管理の遵守を徹底していただきたい。派遣労働者が法定労働時間ないし36協定で締結した限度時間を超えて労働を行わせた場合、派遣先に対して労働基準法違反が発生することになる。長時間労働が恒常的に続いている場合には、派遣元と連携し、業務負荷の分散、計画的な年休の取得、休日労働に係る代休取得の徹底等の措置を講じるなど過重労働対策を行っていただきたい。